

公認審判員資格を有する会員の皆様へ

札幌地区バドミントン協会

審判委員長 山埜 巖夫

公認審判員資格の更新と協会登録について

公認審判員資格について、1年でも未登録期間があると資格が失効してしまいますので、年度当初には必ず協会登録をお願いいたします。

とくに準3級審判資格を有し、検定なしで3級に移行できる制度を希望する高校3年生の皆さんは、未登録のままはこの制度を利用できません。(この制度の特典は、高校在学中の12月初旬までに札幌地区バドミントン協会事務局で手続きを終了すると資格認定申請料2200円のみで3級の公認審判員資格へ移行できるものです。)

なお登録・更新につきましては、必ず学校顧問の先生から札幌地区バドミントン協会事務局を通して手続きをお願いいたします。登録料の内訳は、北海道バドミントン協会・日本バドミントン協会分も含まれています。更新料は本協会のホームページ審判委員会にある「公認審判員補助制度について」のページに記載があります。

また失効した資格の再取得が可能になる場合があります。心当たりのある方は、事務局までご連絡ください。